

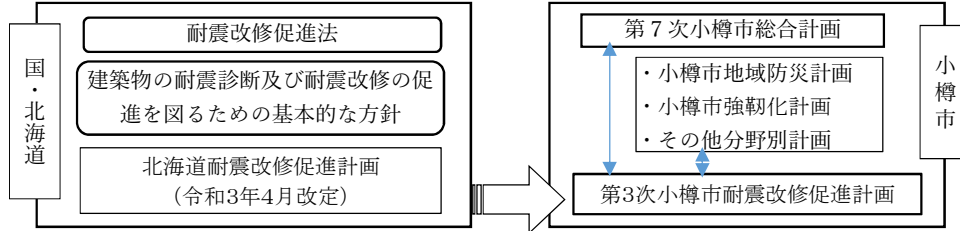
第3次小樽市耐震改修促進計画 概要版

1 計画の目的

大規模地震発生に備え、市民が安全で安心した生活を送るために、住宅・建築物の計画的かつ効果的な耐震化を促進することにより、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

耐震改修促進法、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画を踏まえ、本市の上位計画や関連計画との整合性を図りつつ定めます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。

4 小樽市で想定される地震による被害状況

◇小樽市における地震発生の概要

近年、本市に被害を及ぼした主な地震は、平成5年の北海道南西沖地震、平成15年の十勝沖地震、平成30年の北海道胆振東部地震があります。

◇小樽市における地震の想定 ～ 北海道の地震被害想定調査結果[平成30年2月公表]より

本市に被害を及ぼす地震として、海溝型地震では「北海道留萌沖地震」、内陸活断層による地震では「増毛山地東縁断層帯の地震」の2つを想定しており、そのうち、「北海道留萌沖地震」が大きな被害をもたらします。この地震規模と被害予測は以下のとおりです。

【北海道留萌沖地震】

■震源:留萌沖(震源地を設定) ■地震規模:マグニチュード7.8 ■最大震度:6強
 建物被害予測:全壊 夏129棟、冬156棟 半壊 夏461棟、冬844棟
 人的被害予測:死者数 夏の昼間7人、冬の早朝20人
 重傷者数 夏の昼間16人、冬の早朝41人
 軽傷者数 夏の昼間71人、冬の早朝179人

5 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

◇住宅及び多数利用建築物(民間建築物)の耐震化の現状と目標

【現状(令和2年度)と将来(令和7年度)の推計】

住宅	令和2年度 :約86%(現状推計) ⇒⇒第2次計画の目標(令和2年度) 95% 未達成 ▼ 自然更新
	令和7年度 :約90%(将来推計) ……国や北海道の推計方法を基に算定
多数利用建築物(民間)	令和2年度 :約90%(現状推計) ⇒⇒第2次計画の目標(令和2年度) 95% 未達成 ▼ 自然更新
	令和7年度 :約92%(将来推計) ……国の推計方法を基に算定

【令和7年度の目標】

第2次計画の耐震化目標95%を継続

住宅	令和7年度までに耐震化率を95% ⇒⇒約2,800戸の住宅の耐震化が必要 ※耐震性が不十分な住宅の総数は約5,500戸
多数利用建築物(民間)	令和7年度までに耐震化率を95% ⇒⇒約10棟の建築物の耐震化が必要 ※耐震性が不十分な建築物の総数は約24棟

※多数利用建築物:階数3以上かつ1,000㎡以上の病院、ホテル、飲食店、物販店舗、映画館 など

◇大規模建築物(耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化の現状と目標

- ・本市には令和2年度末現在、大規模建築物は22棟あり、そのうち、耐震性を有しているものは13棟(耐震化率約60%)です。
- ・所有者に耐震化の働きかけを行うとともに、民間大規模建築物については耐震化を支援し、耐震性が不十分なものの減少を促進します。

※大規模建築物：階数3以上かつ5,000㎡以上の病院、ホテル、飲食店、物販店舗、映画館 など

◇市有建築物の耐震化の現状と目標

- ・本市が所有する多数利用建築物は令和2年度末現在141棟あり、そのうち、耐震性を有しているものは122棟(耐震化率約87%)です。
- ・耐震性が確認されていないものは計画的に耐震診断を実施し、耐震化の必要なものは、小樽市公共施設等総合管理計画などにに基づき、施設の耐震化を計画的に進めます。

6 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組方針

◇耐震化に関する基本的な取組方針

- ・所有者は地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが重要です。
- ・市は所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じて、耐震化の促進に努めます。

◇耐震化に向けた各主体の役割

所有者の役割	建築関連業者の役割	小樽市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●地震防災対策が自らの生命や財産の保全に大きく影響することを認識、地域の問題として意識 ●主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保と向上に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅・建築物の耐震性が人命や財産に大きく関わることを認識 ●所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストックの形成に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備や地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 ●北海道と連携した耐震化促進に向けた普及啓発、環境整備の施策の推進 ●市有建築物の計画的な耐震化

7 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

◇(1)安心して耐震診断・改修等が行える環境整備

【施策】

【内容】

①耐震診断・改修等に係る相談体制の充実

・北海道との連携、会議等に参加し多様な相談に対応

②耐震診断・改修等に係る情報提供の充実

・パンフレット、HP、広報おたるや町内回覧などの活用

③耐震診断・改修等促進のための所有者への支援

・住宅の耐震診断の実施、民間大規模建築物への補助
・所有者ニーズに応じて新たな補助制度等の検討

④ライフサイクルに合わせた改修等と他施策との連携

・住宅の増改築等の際に、住宅エコリフォーム助成制度の紹介など他施策と連携した住宅の耐震化に努める

⑤地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策の推進

・地震による二次的被害の防止に向けた是正の指導等
・ブロック塀等の点検、補強等について周知及び助言

⑥税の減額等に関する情報提供

・税制改正などの情報収集及び情報提供

◇(2)住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及

【施策】

【内容】

①地震防災マップの活用

・HP等で揺れやすさマップを公表

②地震防災関連のパンフレット等の活用

・パンフレット等の配布などによる周知

③市民向けセミナー等の開催

・各種セミナーやまち育てふれあいトーク等による耐震化に関する知識の普及

④町内会等との連携

・町内会等と連携した耐震化に関する知識の普及啓発
・自主防災組織等の育成強化

8 法律に基づく指導等について

◇耐震改修促進法に基づく指導等

- ・周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。
- ・耐震性の確保の必要性が高い大規模建築物等の所有者に対し、国の方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、さらに正当な理由なく指示に従わなかったときには、その旨を公表します。

◇建築基準法に基づく勧告又は命令

- ・耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策を取らず、著しく保安上危険であると認められる場合などは、建築基準法に基づく勧告や命令を行います。

◇所管行政庁との連携

- ・建築基準法に基づく勧告・是正命令の具体的な取組方針等を定めるなど、北海道や他の所管行政庁と連携して指導等を進めていくこととします。

9 計画の推進に関する事項

- ・北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道建築物耐震改修促進会議」等に参加し、本計画の推進を図ります。
- ・市の体制として関係部局による耐震改修促進計画推進庁内検討会議を開催し、耐震化について取り組みます。